

相談援助実務の区分一覧表データ
*本証明書④～⑥記入事項記載

実務経験（見込）証明書

日本こども福祉専門学校長 殿

出 願 者 情 報	①	フリガナ 氏 名	生 年 月 日 □昭和・□平成 年 月 日				
	②	上記の者は、以下のとおり、当施設又は事業所と雇用関係を有し、常勤（非常勤の場合は、労働時間が常勤者の概ね4分3以上である者を含む）として従事する見込みまたは従事したことを証明します。					
	③	施設・事業所・機関の名称					
	④	施 設 種 類				④～⑥については、「相談援助実務の区分一覧表」（募集要項に同封及び上記QRコードから表示）の記載内容をそのまま書き写してください。	
	⑤	職 種					
	⑥	施設・職種コード（4ケタ）					
	⑦	従 事 期 間	□昭和 □平成 □令和 年 月 日 から □昭和 □平成 □令和 年 月 日 まで 上 記 従 事 期 間 年 カ月				出願時に入学に必要な従事期間を満たさない場合は、必要な従事期間を満たす見込みの日までを記入してください。（令和8年4月22日まで算定可能）

証 明 権 者 情 報	証 明 書 作 成 日	令和 年 月 日				
	法人・施設・事業所・機関の名称					
	所 在 地	(〒 -)				職 印
	代 表 者	役 職	氏 名			印
	証 明 書 作 成 者	所 属 ・ 役 職 等	氏 名			
		電 話 番 号	- -			印

【注意事項】

- ・本証明書は必ず施設等の証明権者（施設・事業所の方）がご記入ください。出願者本人が記入した場合には無効となります。
- ・裏面の記入例をよく読みご記入ください。
- ・用紙が不足する場合は、コピーしたものを使用してください。なお、当学科のホームページ内の「様式ダウンロード」ページからは、本証明書をダウンロードいただけます。この場合には、印刷のうえご提出ください。
- ・記載内容を訂正する場合は、必ず証明権限を有する代表者の「職印」で訂正してください。修正液等で訂正したものは無効となります。
- ・従事期間に見込みの期間が含まれている場合は、従事期間を満たした後、直ちに、実務経験証明書を改めて提出してください。必要な従事期間を満たした実務経験証明書の提出が期日までにない場合は、入学資格を満たさなかったものとして、入学取り消しとなります。（最終提出期日：令和8年4月30日消印有効）
- ・本証明書に虚偽の記載や誤りがあった場合には、入学が無効となるほか、社会福祉士国家試験の受験資格や登録が取り消される場合があります。
- ・内容確認のため、本校より証明書作成者様に連絡をさせていただく場合がございます。

実務経験（見込）証明書〈施設・事業所・機関職員用〉記入例

記入例

相談援助実務の区分一覧表（冊子）

施設・事業所・機関職員用

実務経験（見込）証明書

日本こども福祉専門学校長 殿

① フ リ ガ ナ ニホン フクオ 生 年 月 日
氏 名 日本 福男 昭和・平成 48 年 5 月 1 日

② 上記の者は、以下のとおり、当施設又は事業所と雇用関係を有し、常勤（非常勤の場合は、労働時間が常勤者の概ね4分3以上である者を含む）として従事する見込みまたは従事したことを証明します。

③ 施設・事業所・機関の名称 ニフィス生活介護事業所

④ 施設の種類 生活介護を行う施設

⑤ 職 種 生活支援員

⑥ 施設・職種コード（4ケタ） 1 2 7 1

⑦ 従事期間 □昭和 □平成 ☒令和 4 年 4 月 23 日 から 山崎さんに必要は従事期間を満たさない場合は、必要な従事期間を満たす見込みの日までを記入してください。（令和8年4月22日まで算定可能）
□昭和 □平成 □令和 8 年 4 月 22 日 まで
上記従事期間 4 年 0 カ月

証明書作成日 令和 7 年 12 月 10 日

法人・施設・事業所・機関の名称 社会福祉法人 日本海福祉会
(〒950-0086) 新潟県新潟市中央区花園○丁目○番地○

所在地 役 職 氏 名 職 印
代表者 理事長 井口 福祉

所属・役職等 氏 名 認 印
事務局 小林 福子

証明書作成者 電話番号 025 - 999 - 9999

障害者分野		施設・職種コード
施設の種類	相談援助業務の実務経験として認められる職種	
生活介護を行う施設	★生活支援員（※7）	1271
自立訓練（職業訓練）を行う施設	★生活支援員（※7）	1281
就労移行（認定就労）を行う施設	★生活支援員（※7）	1291
就労定着（認定就労）を行う施設	★生活支援員（※7）	1291
自立生活援助を行う施設	★生活支援員（※7）	1291
短期入所を行う施設	★生活支援員（※7）	1291
重度障害者等包括支援を行う施設	★生活支援員（※7）	1291
共同生活介護を行う施設	★生活支援員（※7）	1291
特定相談支援事業所	相談支援専門員	1601
相談支援事業を行う施設	相談支援専門員	1602
独立行政法人国立重度知的障害者総合施設「のぞみの園」	相談援助業務を行っている指導員	2301
発達障害者支援センター	相談支援を担当する職員	2461
	就労支援を担当する職員	2462

「施設種類」「職種」「施設・職種コード（4ケタ）」を『相談援助実務の区分一覧表』に記載以外の名称及び番号で記入した場合には、受付できません。

記入上のルール

- ① 【施設の名称】出願者が所属する（していた）施設・事業所・機関名をご記入ください。
- ② 【施設種類・職種・コード】④～⑥は、「相談援助実務の区分一覧表」に記載の名称及び番号（4ケタ）をそのまま書き写してください。
- ③ 【従事期間】③の施設で⑤の職種として従事していた期間をご記入ください。証明書作成時に必要な期間を満たさない場合は、必要な従事期間を満たす見込みの日までをご記入ください。（令和8年4月22日まで算定可能）
- ④ 【法人の名称・所在地・代表者】「法人・施設・事業所・機関の名称」「所在地」「代表者名」はゴム印の押印で問題ございません。
- ⑤ 【職印】証明権限を有する代表者（理事長、施設長、センター長、所長等）の職印を使用してください。個人経営等で職印がない場合に限り、行政等に書類を提出する際に使用する個人印を使用してください。
- ⑥ 【証明書作成者】実際に当該証明書を作成した方（事務長、事務担当者等）について記入のうえ、認印を押印してください。

〈使用する様式〉

- ・「病院・診療所」「社会福祉協議会」以外の施設・事業所・機関の場合 ➡ P40「施設・事業所・機関職員用」
 - ・「病院・診療所」の場合（※1） ➡ P42「病院・診療所職員用」
 - ・「社会福祉協議会」の場合（※2） ➡ P44「社会福祉協議会職員用」
- （※1：指定介護療養型医療施設及び介護医療院の介護支援専門員の場合は、P40「施設・事業所・機関職員用」を使用）
- （※2：社会福祉協議会が運営する施設（事業）の場合は、P40「施設・事業所・機関職員用」を使用）



相談援助実務の区分一覧表データ
*本証明書④～⑥記入事項記載

実務経験（見込）証明書

日本こども福祉専門学校長 殿

出願者情報	①	フリガナ 氏 名	生 年 月 日 □昭和・□平成 年 月 日			
	②	上記の者は、以下のとおり、(ア) から (エ) までのすべての相談援助業務を行い、当病院・診療所と雇用関係を有し、常勤（非常勤の場合は、労働時間が常勤者の概ね4分3以上である者を含む）として従事する見込みまたは従事したことを証明します。 (ア) 患者の経済的問題の解決、調整に係る相談援助 (イ) 患者が抱える心理的・社会的問題の解決、調整に係る相談援助 (ウ) 患者の社会復帰に係る相談援助 (エ) 以上の相談援助業務を行うための地域における保健医療福祉の関係機関、関係職種等との連携等の活動				
	③	医 療 機 関 の 名 称				
	④	医 療 機 関 種 類	□ 病院 □ 診療所		④は該当するものに✓を記入してください。	
	⑤	職 種	⑤⑥については、「相談援助実務の区分一覧表」（募集要項に同封及び上記QRコードから表示）の記載内容をそのまま書き写してください。			
	⑥	施設・職種コード（4ケタ）	1	5	2	
	⑦	従 事 期 間	□昭和 □平成 □令和 年 月 日 から □昭和 □平成 □令和 年 月 日 まで 上 記 従 事 期 間 年 カ月			

証明権者情報	証明書作成日	令和 年 月 日		
	医療機関の名称			
	所在地	(〒 -)		職 印
	代 表 者	役 職	氏 名	印
	証明書作成者	所属・役職等	氏 名	
		電 話 番 号	-	-

【注意事項】

- ・本証明書は必ず施設等の証明権者（施設・事業所の方）がご記入ください。出願者本人が記入した場合には無効となります。
- ・裏面の記入例をよく読みご記入ください。
- ・用紙が不足する場合は、コピーしたものを使用してください。なお、当学科のホームページ内の「様式ダウンロード」ページからは、本証明書をダウンロードいただけます。この場合には、印刷のうえご提出ください。
- ・記載内容を訂正する場合は、必ず証明権限を有する代表者の「職印」で訂正してください。修正液等で訂正したものは無効となります。
- ・従事期間に見込みの期間が含まれている場合は、従事期間を満たした後、直ちに、実務経験証明書を改めて提出してください。必要な従事期間を満たした実務経験証明書の提出が期日までにない場合は、入学資格を満たさなかったものとして、入学取り消しとなります。（最終提出期日：令和8年4月30日消印有効）
- ・本証明書に虚偽の記載や誤りがあった場合には、入学が無効となるほか、社会福祉士国家試験の受験資格や登録が取り消される場合があります。
- ・内容確認のため、本校より証明書作成者様に連絡をさせていただく場合がございます。

実務経験（見込）証明書〈病院・診療所職員用〉記入例

記入例

病院・診療所職員用 ※指定介護療養型医療施設及び介護医療院の「介護支援専門員」の場合は、施設・事業所・機関職員用を使用してください。

実務経験（見込）証明書

日本こども福祉専門学校長 殿

① フ リ ガ ナ ニホン フクオ 生 年 月 日
氏 名 日本 福男 48年 5月 1日

② 上記の者は、以下のとおり、(ア) から (エ) までのすべての相談援助業務を行い、当病院・診療所と雇用関係を有し、常勤（非常勤の場合は、労働時間が常勤者の概ね4分3以上である者を含む）として従事する見込みまたは従事したことを証明します。
(ア) 患者の経済的困窮の解決、調整に係る相談援助
(イ) 患者が抱える心理的・社会的困窮の解決、調整に係る相談援助
(ウ) 患者の社会復帰に係る相談援助
(エ) 以上の相談援助業務を行うための地域における保健医療福祉の関係機関、関係職種等との連携等の活動

③ 医療機関の名称 ニフィス病院

④ 医療機関種類 ☒ 病院 ☐ 診療所

⑤ 職 種 相談員

⑥ 施設・職種コード（4ケタ） 1 5 2 1

⑦ 従事期間 ☐ 昭和 ☐ 平成 ☒ 令和 4年 4月 23日 から
☐ 昭和 ☐ 平成 ☒ 令和 8年 4月 22日 まで
上 記 従 事 期 間 4年 0 月

⑧ 証明書作成日 令和 7年 12月 10日

⑨ 医療機関の名称 ニフィス病院

⑩ 所在地 (〒 950-0086) 新潟県新潟市中央区花園○丁目○番地○

⑪ 代表者 院 長 井口 福祉

⑫ 証明書作成者 事務局 小林 福子

⑬ 電話番号 025-999-9999

相談援助実務の区分一覧表（冊子）

その他の分野		施設・職種コード
施設・職種	相談援助業務の実務経験として認められる職種	
医療法 病院・診療所	相談員（医療ソーシャルワーカー等） （1）「アドボカシー」等のすべての相談援助業務を行う職員 （2）患者の経済的困窮の解決、調整に係る相談援助業務を行う職員 （3）患者の心理的・社会的困窮の解決、調整に係る相談援助業務を行う職員 （4）患者の社会復帰に係る相談援助業務を行う職員 （5）以上の相談援助業務を行うための地域における保健医療福祉の関係機関、関係職種等との連携等の活動を行う職員	1521
	退院生活環境相談員	1522
	指導員	1491
	更生施設 指導員	1501
	投薬施設 指導員（作業指導員、職業指導員を除く）	2591
	宿所提供施設 指導員（作業指導員、職業指導員を除く）	2601
	被保護者就労支援事業を行っている事業所 2-（65） 支援員	2931
	日常生活支援住居施設 2-（66） 支援員	5131
	生活困窮者自立相談支援事業を行っている自立相談支援機関 主相談支援員	5132
	生活困窮者就労準備支援事業を行う事業所 相談支援員	2941
社会福祉法 社会福祉施設	生活困窮者家計改善支援事業を行っている事業所 2-（66） 家計改善支援員（家計相談支援員を含む）	2942
	生活困窮者自立相談支援事業を行っている自立相談支援機関 主相談支援員	2943
	生活困窮者就労準備支援事業を行う事業所 相談支援員	2944
	生活困窮者家計改善支援事業を行っている事業所 2-（66） 家計改善支援員（家計相談支援員を含む）	2945
	生活困窮者自立相談支援事業を行っている自立相談支援機関 主相談支援員	1471
	生活困窮者就労準備支援事業を行う事業所 相談支援員	1472
	生活困窮者家計改善支援事業を行っている事業所 2-（66） 家計改善支援員（家計相談支援員を含む）	1473
	生活困窮者自立相談支援事業を行っている自立相談支援機関 主相談支援員	1474
	生活困窮者就労準備支援事業を行う事業所 相談支援員	1475
	生活困窮者家計改善支援事業を行っている事業所 2-（66） 家計改善支援員（家計相談支援員を含む）	1476

「職種」「施設・職種コード（4ケタ）」を『相談援助実務の区分一覧表』に記載以外の名称及び番号で記入した場合には、受付できません。

記入上のルール

- ① 【医療機関の名称】出願者が所属する（していた）医療機関名をご記入ください。
- ② 【医療機関種類・職種・コード】④は該当するものの口に入力してください。⑤⑥は、「相談援助実務の区分一覧表」に記載の名称及び番号（4ケタ）をそのまま書き写してください。
- ③ 【従事期間】③の医療機関で⑤の職種として従事していた期間をご記入ください。証明書作成時に必要な期間を満たさない場合は、必要な従事期間を満たす見込みの日までをご記入ください。（令和8年4月22日まで算定可能）
- ④ 【医療機関の名称・所在地・代表者】「医療機関の名称」「所在地」「代表者名」はゴム印の押印で問題ございません。
- ⑤ 【職印】証明権限を有する代表者（理事長、施設長、センター長、所長等）の職印を使用してください。個人経営等で職印がない場合に限り、行政等に書類を提出する際に使用する個人印を使用してください。
- ⑥ 【証明書作成者】実際に当該証明書を作成した方（事務長、事務担当者等）について記入のうえ、認印を押印してください。

〈使用する様式〉

- ・「病院・診療所」「社会福祉協議会」以外の施設・事業所・機関の場合 ➡ P40「施設・事業所・機関職員用」
 - ・「病院・診療所」の場合（※1） ➡ P42「病院・診療所職員用」
 - ・「社会福祉協議会」の場合（※2） ➡ P44「社会福祉協議会職員用」
- （※1：指定介護療養型医療施設及び介護医療院の介護支援専門員の場合は、P40「施設・事業所・機関職員用」を使用）
- （※2：社会福祉協議会が運営する施設（事業）の場合は、P40「施設・事業所・機関職員用」を使用）

実務経験（見込）証明書〈社会福祉協議会職員用〉記入例

記入例

相談援助実務の区分一覧表（冊子）

社会福祉協議会職員用		※社協が運営する施設等職員の場合は、施設・事業所・機関職員用を 使用してください。		 相談援助業務の区分一覧表データ ※印刷番号一併記入事項記載	
日本こども福祉専門学校長 殿					
出 願 情 報	①	フリガナ	ニホン フクオ		生 年 月 日
	②	氏 名	日本 福男		☒ 昭和・ ☐ 平成 48 年 5 月 1 日
	③	上記の者は、以下の相談援助業務を行い、当社会福祉協議会と雇用関係を有し、常勤（非常勤の場合は、労働時間が常勤者の概ね4分3以上である者を含む）として従事する見込みまたは従事したことを証明します。 〈業務内容〉主として高齢者、障害者、児童、生活困窮者その他要援護者に対する相談援助業務。			
	④	社会福祉協議会の名称	日本市社会福祉協議会		
	⑤	施設種類	市(特別区を含む)町村社会福祉協議会		
	⑥	職 種	相談援助業務を行っている職員		
C	⑦	⑥施設・職種コード(4ケタ) 2 6 3 3	⑦ 従事期間 □昭和 □平成 ☒ 令和 4 年 4 月 23 日 から □昭和 □平成 ☒ 令和 8 年 4 月 22 日 まで 上 記 従 事 期 間 4 年 0 カ月		出願時に入学に必要な従事期間を満たさない場合は、必要な従事期間を満たす見込みの日までを記入してください。 (令和8年4月22日まで算定可能)
	証明書作成日 令和 7 年 12 月 10 日				
	社会福祉協議会の名称 社会福祉法人 日本市社会福祉協議会 (〒 950 - 0086) 新潟県新潟市中央区花園○丁目○番地○ 役 職 氏 名 会 長 井口 福社	職 印 			
所 在 地 所 属 ・ 役 職 等 氏 名 事務局 小林 福子 証 明 書 作 成 者 電 話 番 号 025 - 999 - 9999	認 印 				

		その他の分野		施設・職種コード
	施設種類	相談援助業務の実務経験と認められる職種		
		相談員（医療ソーシャルワーカー等） 次のうちからよままでのすべての相談援助業務を行っている職員 ア 患者の経済的困難の解決、医療に係る相談援助 イ 患者が抱える合理的・社会的問題の解決、調整に係る相談援助 ウ 患者の社会復帰に係る相談援助 エ 以上の相談援助業務を行うための施設における医療相談員、心理相談員、相談援助等への連絡調整の役割		1521
医療法	病院・診療所			
「施設種類」「職種」「施設・職種コード（４ケタ）」を『相談援助実務の区分一覧表』に記載以外の名称及び番号で記入した場合には、受付できません。				
生活保護法	日常生活支援居施設	2-(86)	生活支援提供責任者	5182
更生	生活困難者自立相談支援事業を行っている自立相談支援機関		主任相談支援員	2941
			相談支援員	2942
生活困窮者支援	生活困窮者就労・職業支援事業を行う事業所		就労支援員	2943
生活困窮者支援	生活困窮者就労・職業支援事業を行っている		就労準備支援担当者	2944
生活困窮者支援	生活困窮者就労・職業支援事業を行っている		支援員（主任相談支援員を含む）	2945
生活困窮者支援	生活困窮者就労・職業支援事業を行っている		金銭担当者（指導監督を行う職員）	1471
生活困窮者支援	生活困窮者就労・職業支援事業を行っている		金銭担当者（指導監督を行う職員）	1472
社会福祉法	福祉事務所	知的障害者	福祉司（指導監督を行う職員）	173
		老人福祉	福祉士（指導監督を行う職員）	174
		児童福祉	児童福祉司（指導監督を行う職員）	181
		児童福祉	児童福祉司（指導監督を行う職員）	182
		児童福祉	児童福祉司（指導監督を行う職員）	183
		児童福祉	児童福祉司（指導監督を行う職員）	184
		児童福祉	児童福祉司（指導監督を行う職員）	185
		児童福祉	児童福祉司（指導監督を行う職員）	186
		児童福祉	児童福祉司（指導監督を行う職員）	187
		児童福祉	児童福祉司（指導監督を行う職員）	188
福祉法	福祉事務所	1-(17)	福祉士（指導監督を行う職員）	211
福祉法	福祉事務所	2-(5)	福祉士（指導監督を行う職員）	212
福祉法	福祉事務所	2-(10)	福祉士（指導監督を行う職員）	221
福祉法	福祉事務所	2-(10)	福祉士（指導監督を行う職員）	222
福祉法	福祉事務所	2-(10)	福祉士（指導監督を行う職員）	231
福祉法	福祉事務所	2-(10)	福祉士（指導監督を行う職員）	232
福祉法	福祉事務所	2-(10)	福祉士（指導監督を行う職員）	233
福祉法	福祉事務所	2-(10)	福祉士（指導監督を行う職員）	234
福祉法	福祉事務所	2-(10)	福祉士（指導監督を行う職員）	235
福祉法	福祉事務所	2-(10)	福祉士（指導監督を行う職員）	236
福祉法	福祉事務所	2-(10)	福祉士（指導監督を行う職員）	237
福祉法	福祉事務所	2-(10)	福祉士（指導監督を行う職員）	238
福祉法	福祉事務所	2-(10)	福祉士（指導監督を行う職員）	239
福祉法	福祉事務所	2-(10)	福祉士（指導監督を行う職員）	240
福祉法	福祉事務所	2-(10)	福祉士（指導監督を行う職員）	241
福祉法	福祉事務所	2-(10)	福祉士（指導監督を行う職員）	242
福祉法	福祉事務所	2-(10)	福祉士（指導監督を行う職員）	243
福祉法	福祉事務所	2-(10)	福祉士（指導監督を行う職員）	244
福祉法	福祉事務所	2-(10)	福祉士（指導監督を行う職員）	245
福祉法	福祉事務所	2-(10)	福祉士（指導監督を行う職員）	246
福祉法	福祉事務所	2-(10)	福祉士（指導監督を行う職員）	247
福祉法	福祉事務所	2-(10)	福祉士（指導監督を行う職員）	248
福祉法	福祉事務所	2-(10)	福祉士（指導監督を行う職員）	249
福祉法	福祉事務所	2-(10)	福祉士（指導監督を行う職員）	250
福祉法	福祉事務所	2-(10)	福祉士（指導監督を行う職員）	251
福祉法	福祉事務所	2-(10)	福祉士（指導監督を行う職員）	252
福祉法	福祉事務所	2-(10)	福祉士（指導監督を行う職員）	253
福祉法	福祉事務所	2-(10)	福祉士（指導監督を行う職員）	254
福祉法	福祉事務所	2-(10)	福祉士（指導監督を行う職員）	255
福祉法	福祉事務所	2-(10)	福祉士（指導監督を行う職員）	256
福祉法	福祉事務所	2-(10)	福祉士（指導監督を行う職員）	257
福祉法	福祉事務所	2-(10)	福祉士（指導監督を行う職員）	258
福祉法	福祉事務所	2-(10)	福祉士（指導監督を行う職員）	259
福祉法	福祉事務所	2-(10)	福祉士（指導監督を行う職員）	260
福祉法	福祉事務所	2-(10)	福祉士（指導監督を行う職員）	261
福祉法	福祉事務所	2-(10)	福祉士（指導監督を行う職員）	262
福祉法	福祉事務所	2-(10)	福祉士（指導監督を行う職員）	263
福祉法	福祉事務所	2-(10)	福祉士（指導監督を行う職員）	264
福祉法	福祉事務所	2-(10)	福祉士（指導監督を行う職員）	265
福祉法	福祉事務所	2-(10)	福祉士（指導監督を行う職員）	266
福祉法	福祉事務所	2-(10)	福祉士（指導監督を行う職員）	267
福祉法	福祉事務所	2-(10)	福祉士（指導監督を行う職員）	268
福祉法	福祉事務所	2-(10)	福祉士（指導監督を行う職員）	269
福祉法	福祉事務所	2-(10)	福祉士（指導監督を行う職員）	270
福祉法	福祉事務所	2-(10)	福祉士（指導監督を行う職員）	271
福祉法	福祉事務所	2-(10)	福祉士（指導監督を行う職員）	272
福祉法	福祉事務所	2-(10)	福祉士（指導監督を行う職員）	273
福祉法	福祉事務所	2-(10)	福祉士（指導監督を行う職員）	274
福祉法	福祉事務所	2-(10)	福祉士（指導監督を行う職員）	275
福祉法	福祉事務所	2-(10)	福祉士（指導監督を行う職員）	276
福祉法	福祉事務所	2-(10)	福祉士（指導監督を行う職員）	277

記入上のルール

- ①【社会福祉協議会の名称】出願者が所属する（していた）社会福祉協議会の名称をご記入ください。
- ②【施設種類・職種・コード】④～⑥は、「相談援助実務の区分一覧表」に記載の名称及び番号（４ケタ）をそのまま書き写してください。
- ③【従事期間】③の社会福祉協議会で⑤の職種として従事していた期間をご記入ください。証明書作成時に必要な期間を満たさない場合は、必要な従事期間を満たす見込みの日までをご記入ください。（令和８年４月２２日まで算定可能）
- ④【社会福祉協議会の名称・所在地・代表者】「社会福祉協議会の名称」「所在地」「代表者名」はゴム印の押印で問題ございません。
- ⑤【職印】証明権限を有する代表者（理事長、施設長、センター長、所長等）の職印を使用してください。個人経営等で職印がない場合に限り、行政等に書類を提出する際に使用する個人印を使用してください。
- ⑥【証明書作成者】実際に当該証明書を作成した方（事務長、事務担当者等）について記入のうえ、認印を押印してください。

〈使用する様式〉

- ・「病院・診療所」「社会福祉協議会」以外の施設・事業所・機関の場合 ➡ P 4 0 「施設・事業所・機関職員用」
- ・「病院・診療所」の場合（※１） ➡ P 4 2 「病院・診療所職員用」
- ・「社会福祉協議会」の場合（※２） ➡ P 4 4 「社会福祉協議会職員用」
- （※１：指定介護療養型医療施設及び介護医療院の介護支援専門員の場合 は、P 4 0 「施設・事業所・機関職員用」を使用）
- （※２：社会福祉協議会が運営する施設（事業）の場合は、P 4 0 「施設・事業所・機関職員用」を使用）